

明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)セミナー
「平成24年著作権法改正の評価と課題」

問題提起

中山信弘（明治大学研究・知財戦略機構特任教授）

デジタル技術・ネット技術の影響は、著作権の問題をはるかに越えて、国の有りよう、政治状況から、人々の意識に至るまで、社会のあらゆるものにまで、深く及ぶと考えられます。ただ今後どのような変化が生じるのか、未だ全貌は判らない状況にありますが、デジタル技術やネット技術の発展の影響を最も大きく受ける法律の一つが著作権法であることは間違いありません。著作権の世界におけるデジタルの影響を過小評価する向きもありますが、それはあまりに危険すぎると思います。

一般的に、法律の改正には、変革への恐れ、既存の利益との対立、思想の相違等々から、困難は付きものでありますが、特に著作権法の場合は、ベルヌ条約等の制約もあり、また権利者団体とユーザとの対立もあり、抜本的なリフォームには難しい要素があることは事実です。

今、著作権法が直面している喫緊の課題は、諸々の制約の中で、このデジタル社会とどのように向き合っていくべきか、という点に集約できると思います。著作権法がデジタルによる社会の変化について行けなければ、著作権法の権威が失墜するだけでなく、我が国の文化や経済にも大きな影響を与えかねません。特にネットビジネスは、世界同時大競争時代となっており、規制の強い国が負けると思います。そのような観点から、著作権法は、ほぼ毎年のように法改正を行って参りました。そして今年の法改正の趣旨は、

①著作物の利用の多様化しており、形式上は違法な複製や流通が蔓延しているので、実態に即した規定の整備。

②著作権保護の実効性をあげる上での技術的保護手段の見直し。

の2点に集約できると思いますが、これらは基本的には、主としてデジタル対応といえます。

今回の著作権法改正は、主として「違法ダウンロードの刑罰化」、「フェアユース」、「国会図書館関連」、「技術的保護手段の見直し」とにあります。その詳細は、これからの基調講演とシンポジウムで詳しく論じられる予定ですので、私は問題の提起だけを行うことにいたします。

最近では公衆送信権も重要になりつつありますが、歴史的にみれば、著作権法は複製を中心に規定されているといえます。複製とは有形的再生という概念は、現行法の制定時から変わっていませんが、複製のもっている社会的意味は一変しており、著作権者は複製権を有している、といっても、その意味するところは全く異なったものになっております。以前は、複製できる者は、出版社やレコード会社等のプロに限られており、それらが行う、いわゆる海賊版を念頭に置いておけばほぼ足りたという状況でした。それがデジタル技術の発展により、著作権の世界におけるプレーヤーが大きく変わり、一般人までがプレーヤーとして登場してくることにより、同じ複製権といっても、業者だけではなく、ほぼ全国

民を規制することができる権限となりました。著作権法が、我々一般人の箸の上げ下げまで規制できるという状況になって参りました。

このような著作権法を取り巻く情勢の変化を受けて、次の点が重要となって参りました。

- ① 万人が創作活動を行い、それを自由に世界に発信できるようになり、世界中に著作物があふれかえり、その流通・利用をいかに確保すべきか、という点が重要になってまいりました。
- ② 検索エンジンに代表されるように、ネットを利用した新たなビジネスが雨後の筍のように族生し、なかには国の経済を牽引するような重要な産業となるものもあります。
- ③ 反面、複製や改変、さらにはそれをネットにアップし、世界中に発信することが容易になったために、海賊版・模倣品が極めて多数出回るようになり、それを何とかして欲しいという業界の強い要望が出てまいりました。

この著作物の流通・利用の促進と新ビジネスの育成、それに違法著作物の取り締まり、という側面において、著作権法は常に模索を続けております。今回の改正も基本的にはその延長線上にあると言えますでしょう。

① まず違法ダウンロードの刑罰化は、国会での自民党と公明党による修正として成立しましたが、何ゆえにこのような条文ができあがったのか、判りません。国会での審議記録を読んでも、知的財産の本質的な問題について深く議論したとは思えません。この立法に法的な手続上の瑕疵はないのですが、多くの法律家は、この条文に対して違和感、あるいは反感を有しているように思えます。この条文は、多くの青少年を犯罪人としかねないような、極めて重要であり、かつ一般人に関係するものですが、議論が少ないままに成立してしまったということは、極めて遺憾に思います。その具体的内容につきましては、今日のメインテーマの一つであります。

② 次にフェアユースの規定ですが、これは知的財産戦略会議が、「個別の限定列挙方式による権利制限規定に加え、権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)を導入することが適当である」と提言したことに始まりました。その後文化審議会著作権分科会で議論した結果、ABCの3つの類型(永田課長の資料参照)が提示されましたが、最終的には4つの具体的な条文に分けられておりました。知的財産戦略本部の推進計画からは、見るも無残な形になってしまい、フェアユースのかげりも残っていないように、私には思えます。アメリカ的なフェアユースの立法を推進しておりました私からすれば、フェアユースのなれの果てのような姿になってしまいました。民主主義国家である以上、それが納得のゆくような議論を経て成立したのであれば諦めがつきますが、どのような理由でこうなったのか、それが判らない以上、納得のゆくものではありませんし、批判のしようもありません。

フェアユースが必要とされる理由は2つあると考えております。

- i 一つは、表現の自由との関係であり、特にパロディが重要と思えます。
- ii 二つは、ネット時代における産業との関係、特にクラウドビジネスとの関係です。

審議会報告書では、その双方とも将来の課題とされております。この二つの側面を無視してフェアユースは語れないと思えますが詳細は避けます。

③ また今回の改正では、技術的保護手段の定義を変えることにより、違法コンテンツの追放を目指し、実質的には保護される技術を増やしました。これは、コピー規制とアクセス規制をめぐり議論のあるところですが、

④ これ以外にも、国会図書館所蔵の210万点に及ぶデジタル化された資料を、一定の条件の下に、公立図書館に送信することが可能となり、地方の人も地方の公共図書館でその資料を利用することが可能となり、まさにユビキタス時代に相応しい改正がなされました。本来であれば、各家庭まで送信することが理想ではありますが、それまでには越えなければならない大きな山がいくつかあるので、今回はその手始めとしての大きな意味があるように思えます。

⑤ 全般的な話ですが、現在の権利制限規定は制限列举であり、この方式を維持する以上、何が合法で何が違法になるか、明確に定めることが強く要請され、その結果条文が極めて複雑なものとなって参ります。新しい権利制限規定を作ると、複雑怪奇な条文となります。その典型例は、著作権法47条の6の「送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等」というタイトルの条文です。私が読んでもよく判らないような文章であり、一般人にとってはこれが検索エンジンの条文であるということすら理解できないと思います。これは、我々が日常行っているような行為でも、いざ合法行為と非合法行為を文章できちんと書き分けると、最終的にこのような文章になってしまうのだと思います。フェアユースの規定がない限り、今後も毎年のように、このような醜い条文の山を築いてゆかなければなりません。今一度、フェアユースの議論を巻き起こす必要があると思っております。

他にも技術的保護手段や公文書館に関する改正も行われましたが、私のイントロとしての話はこのくらいにしておきます。

今日は最後まで、よろしくお願ひ致します。